

日野市男女平等推進委員会について

1. 目的

日野市男女平等推進委員会は、「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」（通称：日野市ジェンダー平等条例／以下、条例）第 13 条に基づき設置され、男女平等社会の実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い、意見を述べる。

2. 組織（条例第 14 条～16 条）

（1）委員構成

次に掲げる者 10 名で構成され、市長が委嘱する。また男女いずれか一方の性が 4 割未満とならないようにしなければならない。

- ①満 18 歳以上で日野市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者（公募による。） 4 人
- ②学識経験者及び有識者 4 人
- ③男女平等問題学習団体等の代表 2 人

（2）任期

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再任は 1 回のみ。

＊第 12 期男女平等推進委員会の任期：令和 8 年 7 月 1 日～令和 10 年 6 月 30 日

（3）報酬

10,500 円/1 回（「日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく）

3. 会議（条例第 17、18 条）

推進委員会は「会長」が招集する。

例年、年度内に 4 回程度会議を行っている。今年度はすでに 4/22 に第 11 期最終の委員会を開催しているため、第 12 期としては 3 回開催する。